

8 第二項、第三項又は前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項の更正の日の翌日以後一月を経過した日（第三項の規定による還付金にあつては同項の最終申告期限（同項の期限後申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。）の翌日とし、前項の規定による還付金にあつては第四項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日とする。）からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

9 第一項の場合において、同項の更正により第七十四条第一項第五号又は第八十条の二十二第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、その増加した部分の金額のうち当該更正に係る仮装経理法人税額に達するまでの金額については、前条第二項の規定は、適用しない。ただし、同条第三項に規定する延滞税がある場合における同項の規定の適用については、この限りでない。

（国内源泉所得）

第百三十八条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 五 省 略

六 国内において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）で当該業務に係るものの利子（政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻案件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）

七 十一 省 略

（国内源泉所得に係る所得の金額の計算）

第百四十二条 外国法人の前条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額は、当該

始の日前一年以内に開始する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（附帯税の額を除く。）で当該更正の日の前日において確定しているものがあるときは、税務署長は、当該連結法人に係る連結親法人に対し、第八十一条の十六第一項の規定により控除することができ金額のうち当該法人税の額（既にこの項の規定により還付すべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）に達するまでの金額を還付する。この場合において、当該還付する金額については、同条第一項の規定による控除は、しないものとする。

3 前二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項又は前項の更正の日の翌日以後一月を経過した日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（国内源泉所得）

第百三十八条 同上

一 五 同 上

六 国内において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）で当該業務に係るものの利子（政令で定める利子を除く。）

七 十一 同 上

（国内源泉所得に係る所得の金額の計算）

第百四十二条 外国法人の前条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額は、当該

(申告、納付及び還付等)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七十一条第一項 (中間申告)		省略	省略	省略	省略
第七十二条第三項 (仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)	省略	省略	省略	省略	省略
	第六十八條第三項及び第四項(所得税額の控除)並びに第六十九條第十項(外国税額の控除)中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、	第四百四十四條(外国法人に対する準用)において準用する第六十八條第三項及び第四項(所得税額の控除)中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」	省略	省略	省略

(申告、納付及び還付等)

2
同
上

同 上	同 上				
	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
第六十八條第三項 及び第四項（所得 税額の控除）並び に第六十九條第十 六項（外国税額の 控除）中「確定申 告書」とあるのは 「中間申告書」と	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

第八十条第一項（ 欠損金の繰戻しに よる還付）	第七十五条第一項 （確定申告書の提 出期限の延長）及 び第七十五条の二 第一項（確定申告 書の提出期限の延 長の特例）	第七十四条第一項 （確定申告）				同条第十一項中「 確定申告書にこれ ら」とあるのは「 中間申告書にこれ ら」と、同条第十 二項中「確定申告 書若しくは」とあ るの「中間申告 書、確定申告書若 しくは」
		省略	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	

同上	同上	同上				
同上	同上	同上	同上	同上	同上	、同条第十七項中 「確定申告書にこ れら」とあるのは 「中間申告書にこ れら」と、同条第 十八項中「確定申 告書」とあるのは 「中間申告書、確 定申告書」
同上	同上	同上	同上	同上	同上	

〔登録免許税法の一部改正〕

第三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一、三十四の二 省 略		
三十五 銀行等の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は銀行持株会社等に係る認可		
(一) 銀行（長期信用銀行を含む。四において同じ。）及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第八号（業務の範囲）に規定する外国銀行の営業の免許	免許件数	一件につき十 五万円
(二) 銀行法第五十二条の二第一項（外国銀行代理業務に係る認可等）の外国銀行代理業務の認可	認可件数	一件につき十 五万円
(三) 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第六条の三第一項（外国銀行代理業務に係る認可等）の外国銀行代理業務の認可	認可件数	一件につき十 五万円
銀行代理業務の認可		
四 省 略	省 略	省 略
五 省 略	省 略	省 略
六 省 略	省 略	省 略
七 省 略	省 略	省 略
八 省 略	省 略	省 略

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一、三十四の二 同上		
三十五 同上		
(一) 銀行（長期信用銀行を含む。二)において同じ。）及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第八号（業務の範囲）に規定する外国銀行の営業の免許	同上	同上
(二) 同上	同上	同上
(三) 同上	同上	同上
(四) 同上	同上	同上
(五) 同上	同上	同上
(六) 同上	同上	同上

四十一、百五十九 省 略	(九) 省 略 (十) 省 略 (十一) 省 略 (十二) 長期信用銀行法第十六条の二の四第 一項又は第三項ただし書（長期信用銀 行持株会社に係る認可等）の認可						
	(一) 省 略 (二) 金融商品取引法第八十七条の二第一 項ただし書（算定割当量に係る取引等 を行う市場の開設の認可）の認可						
	(三) 省 略 (四) 省 略 (五) 省 略 (六) 省 略 (七) 省 略 (八) 省 略 (九) 省 略						
三十六、三十九 省 略	四十 金融商品市場の開設の免許、算定割当量に係る取引等を行う市場の 開設の認可、組織変更の認可、店頭売買有価証券市場の開設の認可、外 国市場取引の認可、金融商品取引所持株会社に係る認可、認定金融商品 取引業協会若しくは認定投資者保護団体の認定又は自主規制業務の認可						
	(一) 省 略 (二) 金融商品取引法第八十七条の二第一 項ただし書（算定割当量に係る取引等 を行う市場の開設の認可）の認可						
	(三) 省 略 (四) 省 略 (五) 省 略 (六) 省 略 (七) 省 略 (八) 省 略 (九) 省 略						

四十一、百五十九 同 上	(九) 同 上 (十) 同 上 (十一) 同 上 (十二) 長期信用銀行法（昭和二十七年法律 第百八十七号）第十六条の二の四第一 項又は第三項ただし書（長期信用銀行 持株会社に係る認可等）の認可						
	(一) 同 上 (二) 同 上 (三) 同 上 (四) 同 上 (五) 同 上 (六) 同 上 (七) 同 上 (八) 同 上 (九) 同 上						
	四十 金融商品市場の開設の免許、組織変更の認可、店頭売買有価証券市 場の開設の認可、外国市場取引の認可、金融商品取引所持株会社に係る 認可、認定金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体の認定又は 自主規制業務の認可						
三十六、三十九 同 上	(九) 同 上 (十) 同 上 (十一) 同 上 (十二) 長期信用銀行法（昭和二十七年法律 第百八十七号）第十六条の二の四第一 項又は第三項ただし書（長期信用銀行 持株会社に係る認可等）の認可						
	(一) 同 上 (二) 同 上 (三) 同 上 (四) 同 上 (五) 同 上 (六) 同 上 (七) 同 上 (八) 同 上 (九) 同 上						
	四十 金融商品市場の開設の免許、組織変更の認可、店頭売買有価証券市 場の開設の認可、外国市場取引の認可、金融商品取引所持株会社に係る 認可、認定金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体の認定又は 自主規制業務の認可						

(地方道路税法の一部改正)

第四条 地方道路税法(昭和三十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

地方揮発油税法

(課税目的及び課税物件)

第一条 都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し財源を譲与するため、揮発油には、この法律により、地方揮発油税を課する。

(課税標準)

第三条 地方揮発油税の課税標準は、揮発油税の課税標準となる揮発油の数量とする。

(税率)

第四条 地方揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき四千四百円とする。

(納税義務者)

第五条 揮発油の製造者(揮発油税法第五条第一項ただし書、第七条、第十四条第六項、第十四条の二第五項又は第十六条の三第七項(同法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により揮発油の製造者とみなされる者を含む。以下同じ。)は、その揮発油の製造場(揮発油税法第五条第五項、第十四条第六項、第十四条の二第五項又は第十六条の三第七項の規定により揮発油の製造場とみなされる場所を含み、揮発油税法第四条の規定により揮発油の製造場でない保稅地域とみなされる揮発油の製造場を除く。以下同じ。)から移出した揮発油(揮発油税法第五条第一項の規定の適用がある場合には、その消費される揮発油とし、同条第三項の規定の適用がある場合には、その換価される揮発油とし、同条第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する揮発油とし、同法第十六条の三第七項の規定の適用がある場合には、その譲り渡される揮発油とする。)につき、地方揮発油税を納める義務がある。

2 揮発油を保稅地域(揮発油税法第四条の規定により保稅地域に該当しない揮発油の製造場とみなされるものを除く。)から引き取る者(揮発油税法第五条第二項の規定の適用がある場合には、その消費者。以下同じ。)は、その引き取る揮発油(揮発油税法第五条第二項の規定の適用がある場合には、その消費される揮

地方道路税法

(課税目的及び課税物件)

第一条 都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し、道路に関する費用に充てる財源を譲与するため、揮発油には、この法律により、地方道路税を課する。

(課税標準)

第三条 地方道路税の課税標準は、揮発油税の課税標準となる揮発油の数量とする。

(税率)

第四条 地方道路税の税率は、揮発油一キロリットルにつき四千四百円とする。

(納税義務者)

第五条 揮発油の製造者(揮発油税法第五条第一項ただし書、第七条、第十四条第六項、第十四条の二第五項又は第十六条の三第七項(同法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により揮発油の製造者とみなされる者を含む。以下同じ。)は、その揮発油の製造場(揮発油税法第五条第五項、第十四条第六項、第十四条の二第五項又は第十六条の三第七項の規定により揮発油の製造場とみなされる場所を含み、揮発油税法第四条の規定により揮発油の製造場でない保稅地域とみなされる揮発油の製造場を除く。以下同じ。)から移出した揮発油(揮発油税法第五条第一項の規定の適用がある場合には、その消費される揮発油とし、同条第三項の規定の適用がある場合には、その換価される揮発油とし、同条第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する揮発油とし、同法第十六条の三第七項の規定の適用がある場合には、その譲り渡される揮発油とする。)につき、地方道路税を納める義務がある。

2 揮発油を保稅地域(揮発油税法第四条の規定により保稅地域に該当しない揮発油の製造場とみなされるものを除く。)から引き取る者(揮発油税法第五条第二項の規定の適用がある場合には、その消費者。以下同じ。)は、その引き取る揮発油(揮発油税法第五条第二項の規定の適用がある場合には、その消費される揮

発油)につき、地方揮発油税を納める義務がある。

(未納税移出等)

第六条 揮発油税法第十四条第一項、第十四条の二第一項本文、第十五条第一項、第十六条第一項、第十六条の二第一項、第十六条の三第一項又は第十六条の四第一項本文の規定により揮発油税を免除するときは、当該免除に係る揮発油に係る地方揮発油税を免除する。

2 前項の規定の適用を受けた揮発油について揮発油税法第十四条の二第七項、第十六条の三第六項本文(同法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。)(又は第十六条の四第三項本文の規定により揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油を引き取った者又は移入した者から地方揮発油税を徴収する。

(申告及び納付等)

第七条 地方揮発油税は、揮発油税の申告にあわせて申告して納付し、又は揮発油税にあわせて徴収しなければならない。

2 地方揮発油税及び揮発油税の納付があつたときは、その納付に係る金額の二百八十七分の四十四に相当する税額の地方揮発油税及び二百八十七分の二百四十三に相当する税額の揮発油税の納付があつたものとする。

(担保の提供)

第八条 揮発油税法第十三条の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、地方揮発油税額に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、揮発油税法第十八条の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、地方揮発油税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。

3 省 略

(戻入の場合の地方揮発油税の控除等)

第九条 揮発油税法第十七条第一項から第四項までの規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算した地方揮発油税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。

2 前項の規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は還付にあわせて地方揮

発油)につき、地方道路路税を納める義務がある。

(未納税移出等)

第六条 揮発油税法第十四条第一項、第十四条の二第一項本文、第十五条第一項、第十六条第一項、第十六条の二第一項、第十六条の三第一項又は第十六条の四第一項本文の規定により揮発油税を免除するときは、当該免除に係る揮発油に係る地方道路路税を免除する。

2 前項の規定の適用を受けた揮発油について揮発油税法第十四条の二第七項、第十六条の三第六項本文(同法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。)(又は第十六条の四第三項本文の規定により揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油を引き取った者又は移入した者から地方道路路税を徴収する。

(申告及び納付等)

第七条 地方道路路税は、揮発油税の申告にあわせて申告して納付し、又は揮発油税にあわせて徴収しなければならない。

2 地方道路路税及び揮発油税の納付があつたときは、その納付に係る金額の二百八十七分の四十四に相当する税額の地方道路路税及び二百八十七分の二百四十三に相当する税額の揮発油税の納付があつたものとする。

(担保の提供)

第八条 揮発油税法第十三条の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、地方道路路税額に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、揮発油税法第十八条の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、地方道路路税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。

3 同 上

(戻入の場合の地方道路路税の控除等)

第九条 揮発油税法第十七条第一項から第四項までの規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算した地方道路路税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。

2 前項の規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は還付にあわせて地方道

発油税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の二百八十七分の四十四に相当する地方揮発油税額に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する揮発油税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。

3 省 略

(延滞税)

第十条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定により地方揮発油税及び揮発油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る地方揮発油税額及び揮発油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十四に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき地方揮発油税に係る延滞税の額及び揮発油税に係る延滞税の額とする。

2 省 略

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第十一条 前条第一項の規定は、国税通則法の規定により地方揮発油税及び揮発油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 省 略

(還付及び充当)

第十二条 地方揮発油税に係る過誤納金は、揮発油税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

2 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等及び過誤納に係る滞納処分費並びに国税通則法の規定による還付加算金を未納の地方揮発油税又は揮発油税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の二百八十七分の四十四に相当する地方揮発油税の過誤納金及び二百八十七分の二百四十三に相当する揮発油税の過誤納金の還付があつたものとし、また、前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の二百八十七分の四十四に相当する未納の地方揮発油税及び二百八十七分の二百四十三に相当する未納の揮発油税に対する充当があつたものとする。

路税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の二百八十七分の四十四に相当する地方道路路税額に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する揮発油税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。

3 同 上

(延滞税)

第十条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定により地方道路路税及び揮発油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る地方道路路税額及び揮発油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十四に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき地方道路路税に係る延滞税の額及び揮発油税に係る延滞税の額とする。

2 同 上

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第十一条 前条第一項の規定は、国税通則法の規定により地方道路路税及び揮発油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 同 上

(還付及び充当)

第十二条 地方道路路税に係る過誤納金は、揮発油税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

2 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等及び過誤納に係る滞納処分費並びに国税通則法の規定による還付加算金を未納の地方道路路税又は揮発油税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の二百八十七分の四十四に相当する地方道路路税の過誤納金及び二百八十七分の二百四十三に相当する揮発油税の過誤納金の還付があつたものとし、また、前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の二百八十七分の四十四に相当する未納の地方道路路税及び二百八十七分の二百四十三に相当する未納の揮発油税に対する充当があつたものとする。

(還付加算金)

第十三条 国税通則法の規定により還付加算金を、第九条及び揮発油税法第十七条の規定による地方揮発油税及び揮発油税の還付に係る金額又は地方揮発油税及び揮発油税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額について同条の規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十四に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する金額を、それぞれ同法の規定により加算すべき地方揮発油税に係る還付加算金及び揮発油税に係る還付加算金とする。

2 地方揮発油税及び揮発油税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならぬ。

(端数計算)

第十四条 地方揮発油税及び揮発油税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合において、端数計算に関する国税通則法の規定を適用するときは、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

(当該職員の権限)

第十四条の二 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、地方揮発油税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 四 省 略

2 当該職員は、地方揮発油税に関する調査について必要がある場合には、揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体の揮発油の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 五 省 略

(罰則)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(還付加算金)

第十三条 国税通則法の規定により還付加算金を、第九条及び揮発油税法第十七条の規定による地方道路税及び揮発油税の還付に係る金額又は地方道路税及び揮発油税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額について同条の規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十四に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する金額を、それぞれ同法の規定により加算すべき地方道路税に係る還付加算金及び揮発油税に係る還付加算金とする。

2 地方道路税及び揮発油税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならぬ。

(端数計算)

第十四条 地方道路税及び揮発油税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合において、端数計算に関する国税通則法の規定を適用するときは、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

(当該職員の権限)

第十四条の二 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、地方道路税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 四 同 上

2 当該職員は、地方道路税に関する調査について必要がある場合には、揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体の揮発油の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 五 同 上

(罰則)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為により地方揮発油税を免れ、又は免れようとした者
- 二 省 略

2 前項の犯罪に係る揮発油に対する地方揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該地方揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

- 一 偽りその他不正の行為により地方道路税を免かれ、又は免かれようとした者
- 二 同 上

2 前項の犯罪に係る揮発油に対する地方道路税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該地方道路税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第二条の二)

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得(第三条―第九条の七)

第二節 不動産所得及び事業所得

第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条―第十九条)

第二款 準備金(第二十条―第二十一条)

第三款 鉱業所得の課税の特例(第二十二条―第二十四条)

第四款 農業所得の課税の特例(第二十四条の二―第二十五条)

第五款 その他の特例(第二十五条の二―第二十八条の四)

第三節 給与所得及び退職所得(第二十九条―第二十九条の六)

第四節 山林所得及び譲渡所得等

第一款 山林所得の課税の特例(第三十条・第三十条の二)

第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条―第三十一条の四)

第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)

第四款 収用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条―第三十三条の六)

六)

第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条―第三十四条の三)

第三十四条の三)

第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)

第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第三十五条の二)

第七款 譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)

第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二―第三十六条の五)

第三十六条の五)

第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条―第三十七条の九の五)

第三十七条の五)

第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十一―第三十八条)

第三十八條)

第十款 その他の特例(第三十九条―第四十条の三)

目次

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第三節 同上

第四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)

第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第三十五条の二)

第七款 同上

第七款の二 同上

第八款 同上

第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七條―第三十七條の九の四)

第三十七條の四)

第九款 同上

第十款 同上

第十款 同上

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第四十条の四―第四十条の六）

第二款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第四十条の七―第四十条の九）

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第四十一条―第四十一条の三の二）

第六節 その他の特例（第四十一条の四―第四十二条の三）

第三章 法人税法の特例

第一節 中小企業者等の法人税率の特例（第四十二条の三の二）

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四―第五十四条）

第二節 準備金等（第五十五条―第五十七条の十）

第三節 鉱業所得の課税の特例（第五十八条・第五十九条）

第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第五十九条の二）

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例（第六十条）

第四節 協同組合の課税の特例（第六十一条）

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）

第四節の三 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十二条・第六十二条の二）

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十二条の三・第六十三条）

第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十四条―第六十五条の二）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の三―第六十五条の五）

第二款の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除（第六十五条の五の二）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十五条の六）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の七―第六十六条の二）

第四節の二 同上

第一款 同上

第二款 削除

第三款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第四十条の十一―第四十条の十二）

第五節 同上

第六節 同上

第三章 法人税法の特例

第一節 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四―第五十四条）

第二節 同上

第三節 同上

第三節の二 同上

第三節の三 同上

第四節 同上

第四節の二 同上

第四節の三 同上

第五節 同上

第五節の二 同上

第六節 同上

第一款 同上

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の三―第六十五条の五）

第三款 同上

第四款 同上

第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十六条の四・第六十六条の四の二）

第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五）

第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十六条の六―第六十六条の九）

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の二―第六十六条の九の五）

第八節 その他の特例（第六十六条の十一―第六十八条の七）

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（第六十八条の八）

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第六十八条の九―第六十八条の四十二）

第十一節 連結法人の準備金等（第六十八条の四十三―第六十八条の五十九）

第十二節 削除

第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例（第六十八条の六十一・第六十八条の六十二）

第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第六十八条の六十二の二）

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十三）

第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例（第六十八条の六十四・第六十八条の六十五）

第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第六十八条の六十六）

第十七節 連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八条の六十七）

第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八条の六十八・第六十八条の六十九）

第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十八条の七十一―第六十八条の七十二）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の

第七節 同上

第七節の二 同上

第七節の三 同上

第七節の四 同上

第一款 同上

第二款 削除

第三款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の六―第六十六条の九の九）

第八節 同上

第九節 削除

第十節 同上

第十一節 同上

第十二節 同上

第十三節 同上

第十三節の二 同上

第十四節 同上

第十五節 同上

第十六節 同上

第十七節 同上

第十八節 同上

第十九節 同上

第一款 同上

第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の

七十四―第六十八條の七十六―

第二款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除（第六十八條の七十六の二）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八條の七十七）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八條の七十八―第六十八條の八十五の四）

第二十節 削除

第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例（第六十八條の八十七）

第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十八條の八十八・第六十八條の八十八の二）

第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十八條の八十九）

第二十四節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十八條の九十一―第六十八條の九十三）

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十八條の九十三の二―第六十八條の九十三の五）

第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八條の九十四―第六十八條の百

十一）

第四章 相続税法の特例（第六十九條―第七十條の十二）

第四章の二 地価税法の特例（第七十一條―第七十一條の十七）

第五章 登録免許税法の特例（第七十二條―第八十四條の六）

第六章 消費税法等の特例

第一節 消費税法の特例（第八十五條―第八十六條の五）

第二節 酒税法の特例（第八十七條―第八十七條の八）

第二節の二 たばこ税法の特例（第八十八條―第八十八條の四）

第三節 揮発油税法及び地方揮発油税法の特例（第八十八條の五―第九十條の三）

第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十條の四―第九十條の七）

第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九十條の八・第九十條の九）

第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十條の十一―第九十條の十三）

第四節 印紙税法の特例（第九十一條―第九十二條）

七十四―第六十八條の七十六―

第三款 同上

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八條の七十八―第六十八條の八十五の三）

第二十節 同上

第二十一節 同上

第二十二節 同上

第二十三節 同上

第二十四節 同上

第一款 同上

第二款 削除

第三款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十八條の九十三の六―第六十八條の九十三の九）

第二十五節 同上

第四章 同上

第四章の二 同上

第五章 同上

第六章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第二節の二 同上

第三節 揮発油税法及び地方道路税法の特例（第八十八條の五―第九十條の三）

第三節の二 同上

第三節の三 同上

第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十條の十一―第九十條の十二）

第四節 同上

第七章 利子税等の割合の特例（第九十三条―第九十六条）

第八章 雑則（第九十七条・第九十八条）

附則

（趣旨）

第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の特例を設けることについて規定するものとする。

（特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税）

第七条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十一条第三項に規定する金融機関が、平成十年四月一日以後に、外国法人で同項に規定する非居住者であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものから預入を受け、又は借り入れる預金又は借入金で同項に規定する特別国際金融取引勘定（以下この条において「特別国際金融取引勘定」という。）において経理したものにつき、当該外国法人に対して支払う利子（債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）については、所得税を課さない。ただし、同法第二十一条第四項の規定に基づき定められた政令の規定のうち特別国際金融取引勘定の経理に関する事項に係るものに違反する事実が生じた場合の当該利子で当該事実が生じた日の属する計算期間に係るものについては、この限りでない。

第七章 同上

第八章 同上

附則

（趣旨）

第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方道路税法（昭和三十年法律第四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の特例を設けることについて規定するものとする。

（特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税）

第七条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十一条第三項に規定する金融機関が、平成十年四月一日以後に、外国法人で同項に規定する非居住者であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものから預入を受け、又は借り入れる預金又は借入金で同項に規定する特別国際金融取引勘定（以下この条において「特別国際金融取引勘定」という。）において経理したものにつき、当該外国法人に対して支払う利子については、所得税を課さない。ただし、同法第二十一条第四項の規定に基づき定められた政令の規定のうち特別国際金融取引勘定の経理に関する事項に係るものに違反する事実が生じた場合の当該利子で当該事実が生じた日の属する計算期間に係るものについては、この限りでない。

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例)

第八条の四 省 略

2・3 省 略

4 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して国内において上場株式等の配当等(所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託の収益の分配に係る配当等及び同法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等を除く。以下この項において「上場株式配当等」という。)の支払をする者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。)は、財務省令で定めるところにより、上場株式配当等の支払に関する通知書を、その支払の確定した日(同法第二百二十五条第一項に規定する無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に係る通知書については、その支払をした日)から一月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならぬ。

5・8 省 略

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)

第九条の三の二 平成二十二年一月一日以後に個人又は内国法人(所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。)若しくは外国法人に対して支払われる次に掲げる配当等で政令で定めるもの(国内において支払われるものに限るものとし、第九条の四の二第一項の規定の適用を受ける収益の分配を除く。以下この条において「上場株式等の配当等」という。)の国内における支払の取扱者で政令で定めるもの(第四項において「支払の取扱者」という。)は、当該個人又は内国法人若しくは外国法人に当該上場株式等の配当等の交付をする際、その交付をする金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一・三 省 略

2・5 省 略

(上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例)

第九条の四の二 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が国内において公社債投資信託以外の証券投資信託(その設定に係る受益権の募集が次条第一項に規定する公募により行われたもののうち、その受益権が金融商品取引法第二条

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例)

第八条の四 同 上

2・3 同 上

4 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して国内において上場株式等の配当等(所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託の収益の分配に係る配当等及び同法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等を除く。以下この項において「上場株式配当等」という。)の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、上場株式配当等の支払に関する通知書を、その支払の確定した日(同法第二百二十五条第一項に規定する無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に係る通知書については、その支払をした日)から一月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならぬ。

5・8 同 上

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)

第九条の三の二 平成二十二年一月一日以後に個人又は内国法人(所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。)若しくは外国法人に対して支払われる次に掲げる配当等で政令で定めるもの(国内において支払われるものに限る。以下この条において「上場株式等の配当等」という。)の国内における支払の取扱者で政令で定めるもの(第四項において「支払の取扱者」という。)は、当該個人又は内国法人若しくは外国法人に当該上場株式等の配当等の交付をする際、その交付をする金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一・三 同 上

2・5 同 上

第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものに限るものとし、特定株式投資信託を除く。次項及び第四項において「上場証券投資信託」という。の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配については、所得税法第百七十四条、第百七十五条、第百七十八

条、第百七十九条及び第二百二十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

2 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し国内において上場証券投資信託の終了（当該上場証券投資信託の信託の併合に係るものである場合にあつては、当該上場証券投資信託の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は一部の解約により金銭その他の資産（以下この項から第四項までにおいて「償還金等」という。）の支払をする者は、当該償還金等の支払を受ける内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人の各法人別に、その法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地、当該償還金等の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（次項及び第四項において「上場証券投資信託の償還金等の支払調書」という。）を、その上場証券投資信託の終了又は一部の解約があつた日の属する月の翌月末までに、当該支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 償還金等の支払をする者は、政令で定めるところにより前項の税務署長の承認を受けた場合には、同項の規定により上場証券投資信託の償還金等の支払調書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「光ディスク等」という。）の提出をもつて前項の規定による上場証券投資信託の償還金等の支払調書の提出に代えることができる。この場合における同項及び次項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該光ディスク等は、上場証券投資信託の償還金等の支払調書とみなす。

4 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、上場証券投資信託の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該上場証券投資信託の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の償還金等の支払に係る上場証券投資信託に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるも

のをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。
以下この章において同じ。)その他の物件を検査することができる。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第四項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例)

第九条の五 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。)が募集その他の政令で定める取扱いを行つた公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募(同法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。)により行われたもの(特定株式投資信託及び前条第一項に規定する上場証券投資信託を除く。以下この条において「公募株式等証券投資信託」という。)の受益権を当該取扱いに係る顧客から買い取つた場合において、当該受益権が社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されているものであるときは、当該金融商品取引業者等が当該買取りの日又は同日の翌営業日(政令で定める場合にあっては、政令で定める日)に当該公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配のうち当該顧客が当該受益権を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分については、所得税法第百七十四条、第百七十五条、第百七十八条、第百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

2 省 略

(外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例)

第九条の五の二 省 略

2 省 略

(公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例)

第九条の五 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。)が募集その他の政令で定める取扱いを行つた公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募(同法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。)により行われたもの(特定株式投資信託を除く。以下この条において「公募株式等証券投資信託」という。)の受益権を当該取扱いに係る顧客から買い取つた場合において、当該受益権が社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されているものであるときは、当該金融商品取引業者等が当該買取りの日又は同日の翌営業日(政令で定める場合にあっては、政令で定める日)に当該公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配のうち当該顧客が当該受益権を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分については、所得税法第百七十四条、第百七十五条、第百七十八条、第百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

2 同 上

(外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例)

第九条の五の二 同 上

2 同 上

7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国特定目的信託の利益の分配 第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託の利益の分配（同条第十項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額に係る部分に限る。）をいう。

二 外国特定投資信託の収益の分配 第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託の収益の分配（同条第十項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額に係る部分に限る。）をいう。

8 省 略

（上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例）

第九条の六 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社（以下この項において「上場会社等」という。）が、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第百三十一号）の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に、金融商品取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（以下この項において「公開買付け」という。）により自己の株式の取得をした場合において、当該上場会社等の株主である個人が当該公開買付けに応じて行う当該上場会社等の株式の譲渡の対価として当該上場会社等から交付を受けた金銭の額が当該上場会社等の法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となつた株式に係る所得税法第二十五条第一項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は、適用しない。

2 省 略

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特例控除）

第十条の二 青色申告書を提出する個人が、平成四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備」という。）を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し

7 同 上

一 外国特定目的信託の利益の分配 第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託の利益の分配（同条第十一項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額に係る部分に限る。）をいう。

二 外国特定投資信託の収益の分配 第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託の収益の分配（同条第十一項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額に係る部分に限る。）をいう。

8 同 上

（上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例）

第九条の六 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社（以下この項において「上場会社等」という。）が、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第百三十一号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間に、金融商品取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（以下この項において「公開買付け」という。）により自己の株式の取得をした場合において、当該上場会社等の株主である個人が当該公開買付けに応じて行う当該上場会社等の株式の譲渡の対価として当該上場会社等から交付を受けた金銭の額が当該上場会社等の法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となつた株式に係る所得税法第二十五条第一項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は、適用しない。

2 同 上

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特例控除）

第十条の二 青色申告書を提出する個人が、平成四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備」という。）を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し

、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合（第一号から第三号までに掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合及び第四号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。第三項及び第六項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第十一項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該エネルギー需給構造改革推進設備の取得価額（第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一四 省略

25 省略

6 青色申告書を提出する個人が、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間にエネルギー需給構造改革推進設備を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備の取得価額から当該エネルギー需給構造改革推進設備について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

7 個人の有するエネルギー需給構造改革推進設備で前項の規定の適用を受けたものに係る第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は第六項」とする。

8 第一項及び第六項の規定は、個人が所有権移転外リース取引（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得したエネルギー需

、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合（第一号から第三号までに掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合及び第四号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一四 同上

25 同上

6 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得したエネルギー需給構造改革